

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2  
氏 名 有限会社 タナベ  
代表取締役 田 邊 宏 様

平成30年4月17日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (家屋解体に伴う一般廃棄物・遺品等)
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許 可 期 間		平成30年 4月18日から 平成32年 4月17日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		中札内村全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合くりりんセンター
	そ の 他	各種関連法規を遵守すること。

平成30年 4月18日

中札内村長 森 田 匡 彦

